

見直しが求められる公租公課

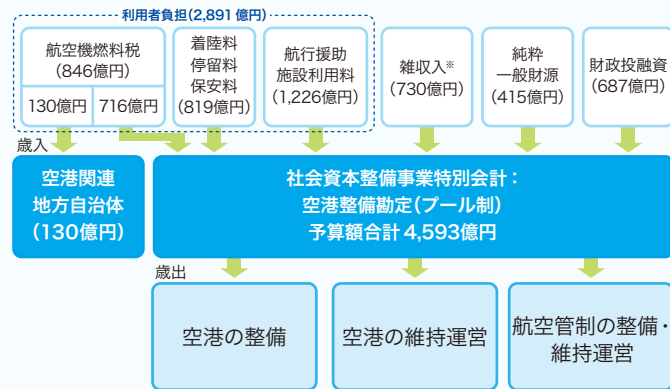
※ 公租公課とは、国または地方公共団体から公の目的のために負荷される金銭負担のこと

航空会社が負担する公租公課[※]には、空港を使用する際にかかる着陸料、停留料、保安料、航空機の運航の際にかかる航行援助施設利用料のほか、使用した燃料1リットル当たり26円が課税される航空機燃料税があります。航空会社から徴収したこれらの公租公課は2010年度航空局予算では2,891億円に上っており、航空旅客運賃の一部として「受益者(利用者)負担」の原則の下、利用者にご負担いただいています。

利用者負担で全国の空港を整備

集められた公租公課はプールされ、国内の空港や航空管制を整備・維持するために使用されています。つまり、利用者が全国の空港整備等の資金を負担するという仕組みになっています。

現在の財政基盤である空港整備勘定(2010年度航空局予算)



※ 雑収入: 空港内国有地の賃付料など

空港ネットワークもほぼ完成、公租公課の見直しが必要

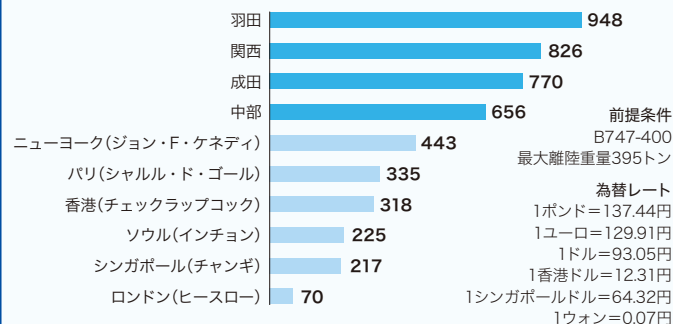
2010年3月に茨城空港が開港すると、国内の空港は98になり、国内の航空ネットワークはほぼ完成しました。日本の航空会社の国際競争力を高め、お客様に競争力のある運賃でより良い航空輸送サービスを提供するためにも、公租公課の引き下げの速やかな実施が望まれるところです。

世界と比べて割高な公租公課

航空機が着陸するたびに課せられる着陸料は一部は軽減されていますが、世界の主要空港に比べて高く、航空機燃料税は一部の国を除いて例がありません。公租公課の営業費用に占める割合は、ANAが12.45%で他国の航空会社に比べ突出しており(左下図表)、日本の航空会社の負担は大きなものになっています。

世界の主要空港の国際線着陸料比較

単位:千円



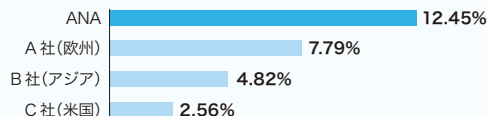
出所: IATA AIRPORT & AIR NAVIGATION CHARGES MANUAL (2008年)

全国空港配置図 98空港

(2010年3月現在)



営業費用に占める公租公課の割合



出所: ICAO: Airline Financial Summary Report (2007年)